

『通帳レス口座規定』

この規定は、「預金共通規定」「普通預金規定」「総合口座規定」「キャッシュカード規定」「ネットバンキング利用規定」等関連する規定と一体として取扱われるものとし、この規定に定めがない事項に関しては、各種規定が適用されるものとします。
なお、本規定では従来の通帳発行式口座を「通帳有り」といいます。

第1条（通帳レス口座）

- 1.通帳レス口座とは、通帳・ご利用明細の発行に代えて『京信かんたん通帳アプリ』等を利用し、お客様ご自身の操作により、残高・入出金明細を確認いただく預金口座です。
- 2.通帳レス口座は、通帳・ご利用明細を発行いたしません。お申込には当庫所定の条件があるほか、『京信かんたん通帳アプリ』等へ対象口座を登録されることが必要です。
- 3.通帳レス口座は、普通預金口座および総合口座を対象とします。

第2条（預金の受入れ）

通帳レス口座の預金口座に現金、手形、小切手等を店頭で受入れるときは、当金庫所定の書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。ご提示がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

第3条（預金の払戻し）

店頭で通帳レス口座の預金口座の払戻しをする場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードの提示またはかんたん通帳アプリの通帳表紙画面とともに提出してください。
ただし、写真付本人確認資料の提示による本人確認を行う場合、またはICチップに指静脈情報が登録されたICカードにより、当金庫所定の機器を使用して指静脈による本人確認を行う場合は、払戻請求書等への押印を省略することができます。

第4条（預金の解約）

通帳レス口座の預金口座を解約する場合、当金庫本支店にて承ります。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードの提示またはかんたん通帳アプリの通帳表紙画面とともに提出してください。
ただし、写真付本人確認資料の提示による本人確認を行う場合、またはICチップに指静脈情報が登録されたICカードにより、当金庫所定の機器を使用して指静脈による本人確認を行う場合は、払戻請求書等への押印を省略することができます。

第5条（通帳によるサービスについて）

通帳レス口座の預金口座は、「現金自動支払機による振替入金」等の通帳によるサービスはご利用いただけません。

第6条（通帳レス口座での口座開設）

京信口座開設アプリでの口座開設は、通帳を発行しない通帳レス口座となります。
また、当金庫本支店での口座開設は、当金庫所定の条件を満たす場合、通帳レス口座をご選択いただけます。

第7条（通帳有りから通帳レス口座への切替）

- 1.通帳有りから通帳レス口座に切り替える場合には、当金庫所定の書類に届出印により記名押印して、この預金口座の通帳とともに提出してください。

ただし、お客様が当金庫所定の条件に該当しない場合は、切替いただくことができません。

- 2.通帳有りを通帳レス口座に切り替える場合、通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。
- 3.切替時点で通帳に記載されていない入出金の明細は通帳に記載してから切替します。

第8条（通帳レス口座から通帳有りへの切替）

- 1.通帳レス口座を通帳有りに切り替える場合は、当金庫所定の書類に届出の印章により記名押印して、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。
- 2.通帳レス口座を通帳有りに切り替える場合は、当金庫所定の通帳発行手数料をいただきます。

第9条（規定の変更等）

- 1.この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他当金庫が相当の事由があると認められる場合は、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

2019年12月9日現在